

しても、三十七年度予算より良いから必ずやめようにお願
いしたいと思っております。

一、町長 瀬古靖蔵 君

昨年来りようとして考えて参つたのをごまじり
す。中學校の新校舎の建築の関係でござりという事とも考え合
又町民住宅にゆく所の一瞬にやりたいという事をござります。
先般も入札を行い山王橋の架け替工事の工費がござりまして、こ
れが完成いたしますと残り少しの工費の舗装工事もしなければ
なりません。同時にそれと平行して振中もし、鐵道沿線の道
路も考え合せてやりたいという事で仰んでおり、今年度は
なるべく早い時期に実行したいと考えております。よろしく
お願いいたします。おたがいの件でござります。当初予
算として未費にござる予算をもちまして、かなり努力して
おります。残りの事業はたがいの指摘がござります。もう一



は永沢の組合前の道路の三十七年度には完成したいと思つてお
たがひですが、地主さんとの交渉がまだ終つておられない関係上完
成しておりませんけれども、そういう面も考え合せて、又三井線
の舗装も、また橋をかけ、しかも後舗装をしようという都の
意向のもとに補助金も割うておる関係から、山王橋が完
成いたしますればたがひに完成させたいと考えております。ご
ざります。

一、十番 大久保 一郎 君

たがひの問題と関連がござります。町

長は市の理事者の非常に努力されておられるということに
つぎましては、たがひの議員も十分おられる。理事者が一
年間の予算を編成するにあつて、町長も住民に訴へる公約
とか議会との約束ごともよくおりんでいかなければならな
いと思ひます。従ひまして陳情、請願につらうも議会を採択さ

いたものは優先して措置をしなければならず。各委員会の
陳情、請願を審査するにありては、一方的に、理事者の意見
見も聞かずに決定したことは今更にもないわけでございます。
従つて議会で決定したものは優先的にやるべき本當であらうと思
います。中学校の道路も請願の審査報告のさへ、あるいは
小学校の洗滌機についても議会で決定されておるわけであり、そ
ういふものが非常に多いのでございまして、議会の権威という立場か
ら、議会で決定したことは優先的にやらなければならぬと思ひま
す。その五十分留意願いたいと思ひます。

一、九番（渡辺継三郎君）

先程一番議員さんの発言に對して、町

長から説明がなされたが、私も早期実現を希望するもの
でございます。その理由としては、あそこは都道のほ
かに三芳線があるだけで、そのさうかみに、牛久保の方へ参り

町長

手と、横は都道のほかに七本の道路がございます。福生の町の
中において横の線が一本しかないというところは、交通の上から非常
に不便を感ずるわけでございます。ただ今の町長の話では、五
橋の架け替え工事ははじまるわけだ、さういふと、秋田線通り
から向つてくるのは都道一本あるだけということになりますので、
先程一番議員さんから発言がなされた中学校の西側の道路も
重要視されております。是非早期実現をお願いする次第ではな
ございます。次に財産費におきまして、福生ホームの買収費七十
万円が計上されておりますが、その内容を町民に示したいと思ひ
ます。

一、町長（瀬古雄蔵君）

ただ今の渡辺議員さんからの指摘でございます

ですが、ございながら道路の補修という点は、意をもちつてやる
おりますので、結構な収入と思ひます。

と議するにふくむべきであります。

一、土番山下幸三君

第五回の追加更正予算の審議にあり、大
変論議が集中しておりますが、理事者は当初予算を締成す
る時から第五回の最終予算まで始終一貫、変うごかす事
もとに事業を進めろということとは基本的な問題とするが、
その点には十分留意してやうなうなうなうなうなうなうなう
町長は補助金や起債等に對し、非常に躊躇されておられ
は私も十分承知しておりますが、裁量に任せても都市計画
施設の三百九十五万円が概算、しかも庁舎建設敷地につ
いて四百八十万円というものを積立金として繰越すとい
うことは誠に具合が悪いもので、われわれ議会の十分民
意を反映させるべく、この予算を審議し、当初予算を議決
するに、おろすから輕そつにそれを変えろといふことは
ないように



事前の説明が報告としていたくないと思つて、当初予算

は年間の最も根本となるもので、それが第五回には削るという
という事は、私も非常に遺憾であり、今後は十分気を付けて
かういふことというのを強く要望しておきたいと思つて

一、議長石川信義君

いふに眞實を結論いたします。

おはかりいたします。議案第七号につきましてはお手
に配布してありますとあり、それでは各常任委員会に付託し
詳細な審議を願つておきたいと思つて、いふに眞議
ありせんか。

（眞議なしと呼称あり）

一、議長石川信義君

眞議なしと認めさうの決定いたしました。

なお委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一、議長石川信義君

日程第五昭和二十六年年度補正予算特別会計案

入歳出は更正予算案第三回議案第十八号に議題に供します。
事務局長として議案の解説を求めます。

一 十番(平井賢治君)

解説を省略して説明をお願いします。

一 議長(石川信義君)

ただいま十番議員より解説省略の動議が提

おこされました。さうとりはかうのことにご異議ありませんか。

(異議なしと呼称者あり)

一 議長(石川信義君)

ご異議なしと認め、さうなります。

理事者から提案理由の説明を求めます。

一 助役(川窪金吉君)

議案第十八号の補正予算は水道特別会計追加更

正予算について説明しあげます。

本歳は第三回目の追加更

正予算として、今回追加更正しようとする額は四百五十五万三千五百円
で、当初の金額と合算して六千三百八十二万五千四百円となるわけ
です。以上です。また歳入から説明しあげます。使用料収入平



材料は、二回の追加で四千九百円の増となっておりますが、使用料は
おおよそ三万五千九百円の場合、これはおおよそ加入者増によりまして、使
用料の増加が見込まれるわけですので、手数料はおおよそ八百五
千九百円、合計四万四千九百円の場合となるわけですので、
次年度繰入金も五千九百円の増で、これは一般会計から五千九百円を繰入
いするわけですので、繰入金として五万七千四百円、これは三
千五百円、二回は追加更正しようとするものになります。
雑収入も三千七百七十九万五千円の増で、これは修繕収入とか、町
営住宅の特別工事収入でござります。個人のものもござります。次が
受託工事収入で、これは能町の排水路を行うにつきまして、そこ
に自給管の埋設してあるわけですので、坪りかえすという工
事とあえ、土木費から百五十五万四千円を工事収入として受け入れるわ
けでござります。以上歳入の合計が四百五十五万三千五百円の増と



なたたけふござります。次に裁減につきまして、説明申し上げま
 す。水道費で百三十四万五千円の増でございます。この主
 なものは職員給与で百十万人五千円の増、これは職員の給与
 改定や増当の増を見込んでござります。常務費におい
 て三百八十二万三千円の増で、これは先ほど裁減で百五万四千を
 一般会計から繰入れと工事請負費で百六十八万四千として配水管
 施設受託工事百五十五万円、それから今回でござります第六水環
 から第二浄水場にもござります。また振張工事費として八万円等と
 ござります。次に振張工事費として八万円の増で、これは職
 員の期末手当等の増でございます。その他組合費や工事請負費
 と原材料費で百七十五万円で組合費を上げておるわけござります。
 今年で現材料における材料を購入を要する支分という形が配
 管工事とやらござります。その後どうなるかは観望から



材料のうちのリースに引込んではないかということや厚生委
 員会の皆さん方からお話あり、そういうことから全部工事
 費として組合費として、こちらで材料を指定して行うとい
 うことござります。次に公債費でござります。四十二万三千五
 百円の増で、これは起債等の利息でございます。以上の歳入合
 計が歳入と同じく四百五十五万三千円、当初と合せて六千五百
 八十五万四千四百円となる見込みでございます。よろしくご審議のほ
 どをお願いいたします。

一、議長（石川信義君） 二、より復疑を行います。

（異議なしと呼ぶ者あり）

一、議長（石川信義君） 二、いって復疑を結了いたします。

おわかりいたします。議案第百八号は厚生委員会に付託し、
 詳細な審議を行うことといたしたいと思っております。二、いって異

議ありませんか

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と呼ぶ者あり」

さう決定いたしました。

なお本委員会の審査報告は本会期中にお願ひいたします。

一議長（石川信義君）

日曜第六昭和二十六年年度補正国民健康保険

特別会計歳入歳出更正予算案第三回議案第十九号を議題
に供します。事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

「朗読有難」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

ただいま朗読有難の事がありました。さう

とりわけかうとくに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長（石川信義君）

「異議なし」と呼ぶ者あり。さうとりわけからせていただく

さうです。

一議長（石川信義君）

理事有から議案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第十九号、本年度第三回目の国民健康保険

特別会計歳入歳出更正予算案についてさうしてご説明申し上げたいと存
じます。今日の追加予算は主として療養給付費の不足を補う
意味におきまして最終の追加更正を行う次第でございますが、まづ
歳入面から申し上げます。第一款の国民健康保険料におきまし
て三月月の追加となっておりますが、これは保険料の現
年度分の自然増収分でございます。第四款の国庫支本金ぐや四
百六十万の追加でございますが、ここにありまして療養給付費
の増加にともない国庫負担金の追加見込み分を計上した次第
でございます。第五款の都支本金におきまして六十五万円を追加
いたさうとするものでございますが、これはご承知のように
本年度から世帯主の七割給付が行なわれましたので、それに対

しましての都から補助金でございます。さういたしまして
歳合計におきまして既定予算が一千九百八十四万二千七百五円
に計しまして、今回の追加額は九十九万六千円となるわけござい
ます。次に歳表についてござりますか。第一款の役場費に
おきまして二万四千九百九十九円を追加いたそうとするものでござ
います。これも水道会計と同じように職員の手改定に対
応する人件費の不足分でございます。次に第三款の保険給付
費におきまして八十二万四千円を追加いたそうとするものでござ
います。これはお医者さんに町から支払います療養給付費
の本年度の不足分を追加いたそうとするものでござります。
第三款の保険施設費におきまして一万五千円の追加となっております
が、これは国保会計から支払っております。保険婦は対する人件
費の不足分でございます。次の第五款の諸支出金におきまして

二万五千円の追加となっております。これは婦人会にお願いいたし
ております。保険料の収入報酬金の不足分でございます。第六款の
予備費におきまして十万七千五百円を追加いたしまして、歳合計は歳入
合計と同じように既定予算が一千九百八十四万二千七百五円に計しまし
て、追加予算額が九十九万六千円となり、本年度国保会計の最終予算
額は二千九百七十七万五円となるわけでございます。本会計は前
年度より増分に伸びておりまして、約五十五%の伸びということにな
る次第でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一議長へ石川信義君

これより復疑を行います。

（異議なしと呼称あり）

一議長へ石川信義君

これにて復疑を終結いたします。

おはのりいたします。議案第十九号は厚生委員会に付託し
詳細な審議を願うことにいたしたいと思っております。これより異

議ありせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

一議長(石川信義君)

「異議なし」と認めらるよう決定いたしました。なお委員会の審査報告は本会期中にお願いいたします。

一議長(石川信義君)

日程第七昭和二十六年年度福生町公営賃屋特別会計歳入歳出更正予算案第二回議案第二十号を議題に供します。討論を省略したばちに理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(藤崎俊夫君)

議案第二十号昭和二十六年年度福生町公営賃屋特別会計歳入歳出更正予算案について説明申し上げます。本賃屋会計は当初におきましては三百六万余円の資金をもつて経営して参つたのでござります。その後営業成績が漸進的に低下し、これは全国的傾向であるといふことと機会あるごとに申しあげており、



又保員の給与のベースアップもあり、本年度におきましては二十万円程度赤字が予想されることはつきりいたしましたので、その赤字と一般会計から補充いたしますとともに、經常経費の削減によりまして、人件費の増加もある程度カバーするといふことと、本予算案を編成した次第でござります。歳入の第一款賃屋収入におきましては十二万円の減額となり、そのかわり第五款の繰入金におきまして一般会計から十二万円の繰入れを行うといふことと、歳入歳出のバランスをとつた次第でござります。歳入におきましては第一款の事務所費におきまして三万円を追加いたすものとすものゝことと、これは先程申しあげましたように人件費の増額の六万円と、このことと、需用費で三万円と、減額いたし、残りの三万円を追加いたすものとすものゝことと、歳出予算案におきましては三万円と減額し、歳出予算案においては追

加額はないということになるわけでございます。賃屋会計の予算はけさよく当初予算におきまして議決をいたさされました九百十八万五千円ですが、その後の追加予算はなしとすべし次第でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

一議長（石川信義君）

（異議あり）と叫ぶ者あり

（異議あり）と叫ぶ者あり

一議長（石川信義君）

（異議あり）と叫ぶ者あり

おのりいいたします。議案第三号は東郷厚生委員会に付託し、詳細な審議を願うことにしたいと思います。二回に亘り審議のりませんか。

（異議あり）と叫ぶ者あり

一議長（石川信義君）

（異議あり）と認めさう決定いたします。

なお委員会の審査報告は本会期にお願ひいたします。

一議長（石川信義君）

日程第八昭和二十六年年度福生町営と場特別会計裁

入裁出裁更正予算案第四回議案第三号を議題に供します。朗読を省略し、理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役（篠崎俊夫君）

議案第三号、本年度第三回目の町営と場会計の追加更正予算案についてご説明申し上げます。

本追加更正予算案は主として、ご承知のうちに本年一月一日から開始いたしました場の使用料金の改定による増収財源を理由とし、人件費、その他経常費の不足額を追加計上いたしますとともに、なおと場会計では先程商榷議員のご質問に答へてお答え申し上げましたように、と場会計の財源不足を補はんいたしますために、今までの一般会計から繰越金一千三百五万四千円のうち、金額を支拂ひしとかりまわりの、本年度と場会計の余り金財源をもち、その一部を一般会計に返済するということの意味から、一般会計への